

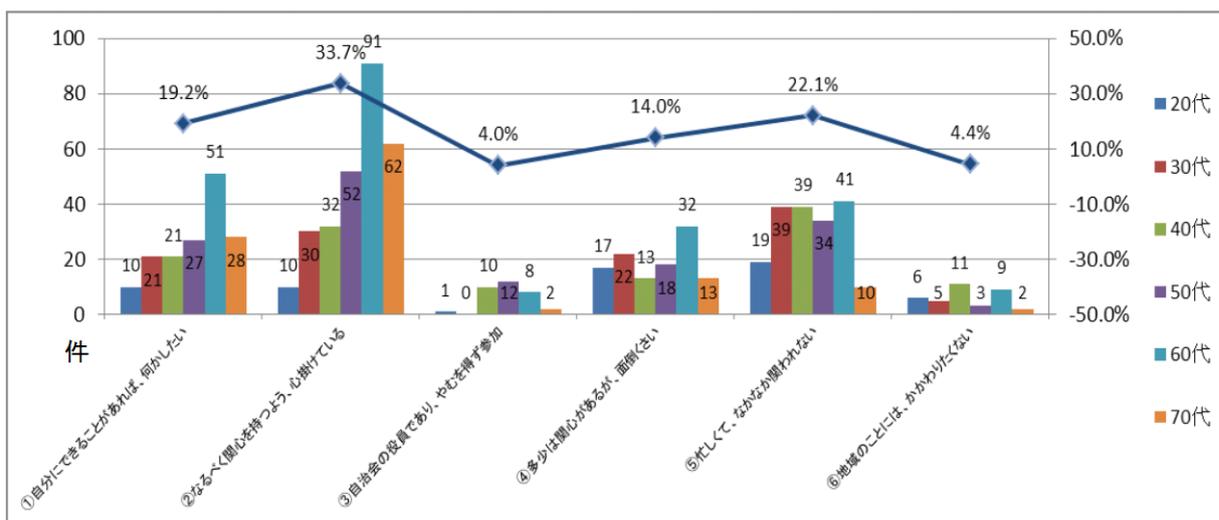
27. 将来、佐世地区を離れることになった場合、自分が生まれ育った地域と、どのように付き合いたいですか？

項 目	人数
①一度離れてしまうと、もう関係ない	8
②故郷の様子を、たまにはチェックしたい	43
③故郷の様子を、常に気にかけていたい	9
④遠方に住んでも、故郷のためにできることがあれば、何かしたい	3
⑤その他()	0

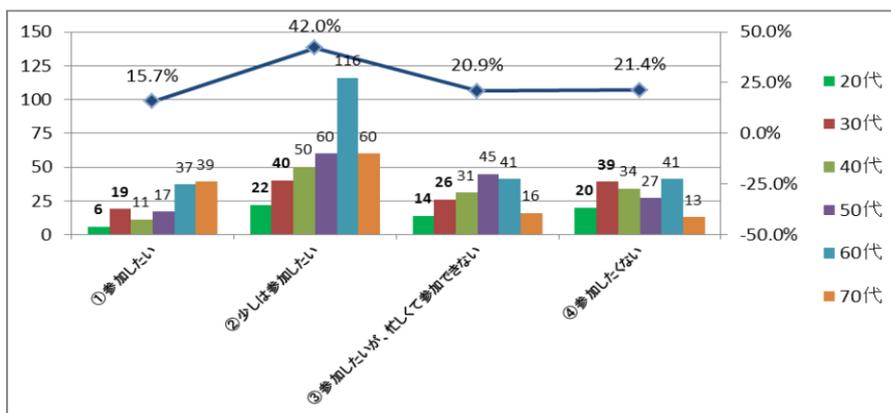
※学生達も自分の生まれ育ったところはそれなりに気にかかもの。
その意味からも小学校における郷土教育は重要である。

以下の質問は、20歳～80歳の方全員に伺いました。

28. 佐世地区の発展のためには、可能な範囲で積極的に、地域活動に参加してもらう必要がありますが、それは可能ですか？



29. 地区内で、同世代の交流会、意見交換会があれば、参加しますか？



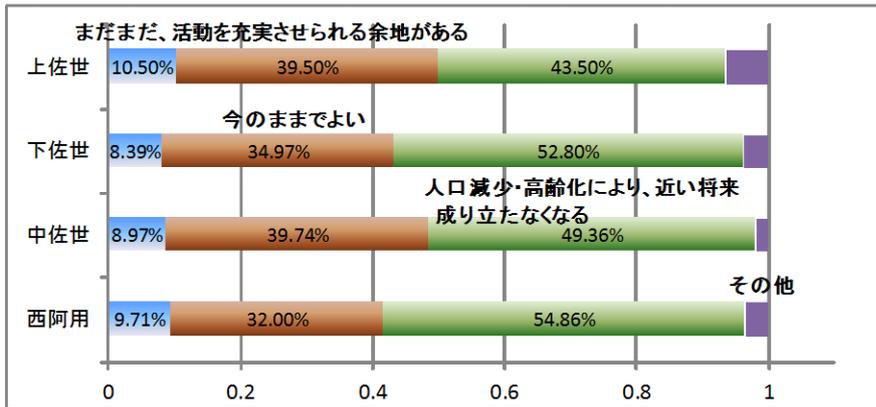
※20、30歳代の若い世代の関心が薄いことは残念であり、この対処方法に工夫が必要である。

30. 自治会費や佐世地区振興協議会費の負担について伺います。

項 目	男	女	(空白)	総計
①会費を増額してでも、もっと事業を拡大すべきである	4	7		11
②現在の事業を継続するためには、現状の会費負担はやむを得ないと思う	266	247		513
③これらの会費以外の負担もあり、事業を縮小してほしい	128	96		224
④その他()	30	32		62
(空白)			4	4
総 計	428	382	4	814

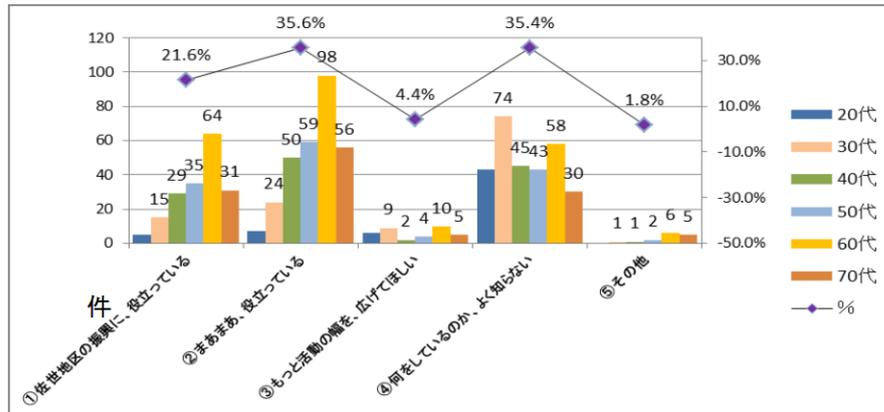
※現状の事業と会費支出の関係は一応の評価を得ているものの、地域の30%弱の方々が会費負担が重荷とのことであり、事業予算の切り詰めなど常に配慮が必要である。
なお、平成27年度は会費を一部引き下げた。

31. あなたは、いまの自治会のあり方について、どう思いますか？



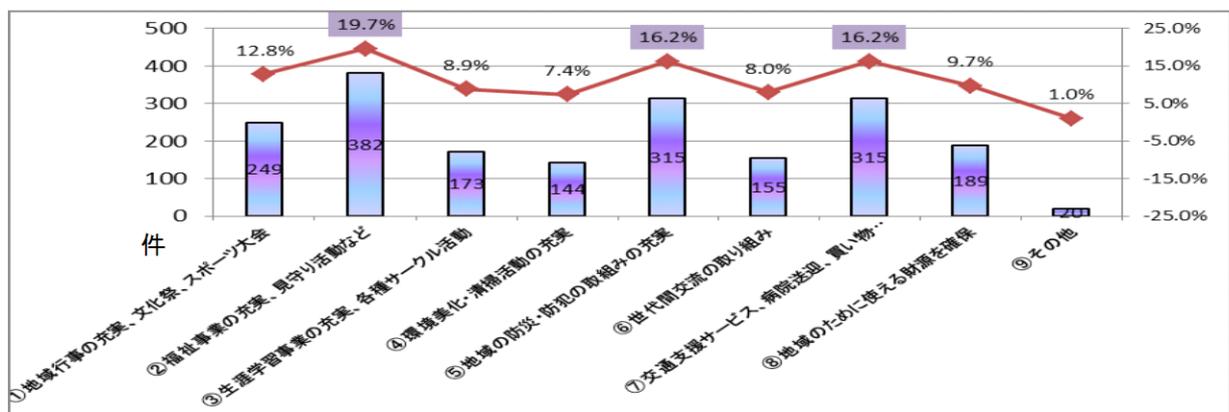
※自治会のあり方について、全地域の40%以上が将来成り立たなくなると評価している。徐々に自治会のあり方を見直すべき時期に来ており、各自治会ごとに検討が必要である。

32. あなたは、佐世地区振興協議会(佐世交流センター)の活動を、どのように評価していますか？



※活動が佐世地区の振興に役立っているとの評価を57%の皆さんにいただいた反面、35%の皆さんからは何をされているかわからないとの評価であった。特に若年層に対して理解をふかめる必要がある。

33. 今後、佐世地区振興協議会(佐世交流センター)を中心に佐世地区で、どんな活動を充実させていきたいですか？



34. 自治会／佐世地区振興協議会について、思うことがあれば自由に記述してください。

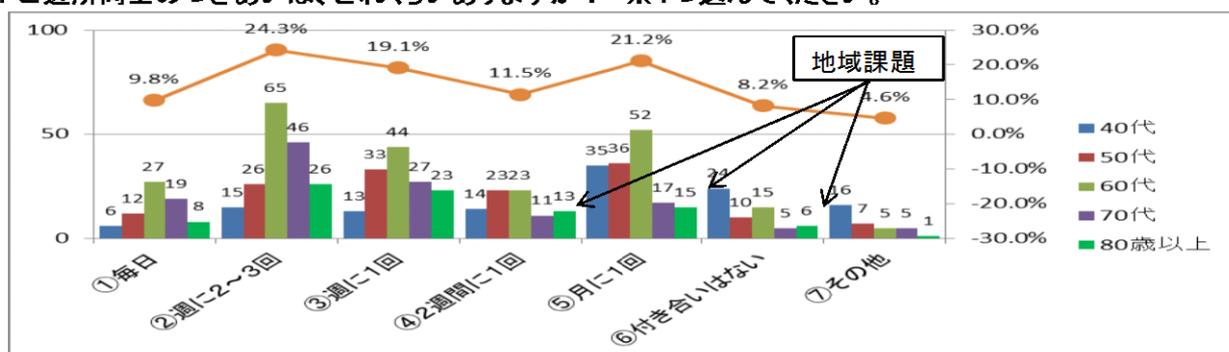
※記述項目欄を、参照ください

以下の質問は、40歳以上の方全員に伺いました。

35. 暮らしの中で、どんな心配ごとや、悩みを抱えていますか？

(注)「佐世地域の課題」5ページの(7)に掲載しています。

36. ご近所同士のつきあいは、どれくらいありますか？ ※1つ選んでください。



37. 同居者以外に相談できる相手がありますか？ ※1つ選んでください。

項目	40代	50代	60代	70代	80歳以上	(空白)	総計	%
①いる	98	126	198	99	68		589	79.8%
②いない	28	24	35	31	22		140	19.0%
(空白)						9	9	1.2%
総計	126	150	233	130	90	9	738	100%

※高齢者(70歳以上)で相談相手がない方が53名ある。
また1人暮らしの方の内相談相手がないという方について問題が多い。

※問37で「①いる」と答えた方のみお答えください。

37-1 それは、どんな人ですか？

項目	40代	50代	60代	70代	80歳以上	(空白)	総計	%
①近所の人		9	28	41	22	18	118	20.3%
②佐世地区内の親戚		4	12	28	20	12	76	13.1%
③佐世地区内の友人		6	9	19	9	3	46	7.9%
④佐世地区外の親戚		28	38	65	31	28	190	32.7%
⑤佐世地区外の友人		39	29	32	9		109	18.8%
⑥その他()		10	7	10	9	1	37	6.4%
空白						5	5	0.9%
総計	96	123	195	100	62	5	581	100%

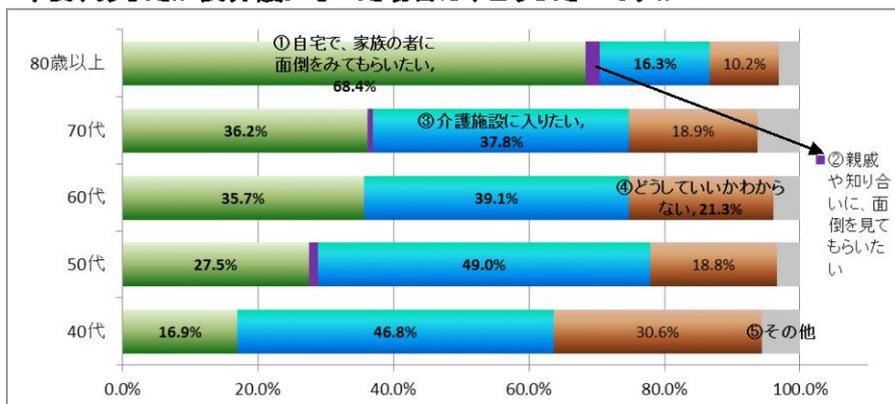
※地区内外の親戚に相談する方が半数以上である。

38. 現在、あなたの世帯に、介護を必要とする方がいますか？

項目	人数	40代	50代	60代	70代	80歳以上	(空白)	総計	%
いる	1人	16	26	55	16	13		126	17.4%
	2人	2	6	7		4		19	2.6%
	小計	18	32	62	16	17		145	20.1%
いない		108	117	168	110	67	8	578	79.9%
総計		126	149	230	126	84	8	723	100%

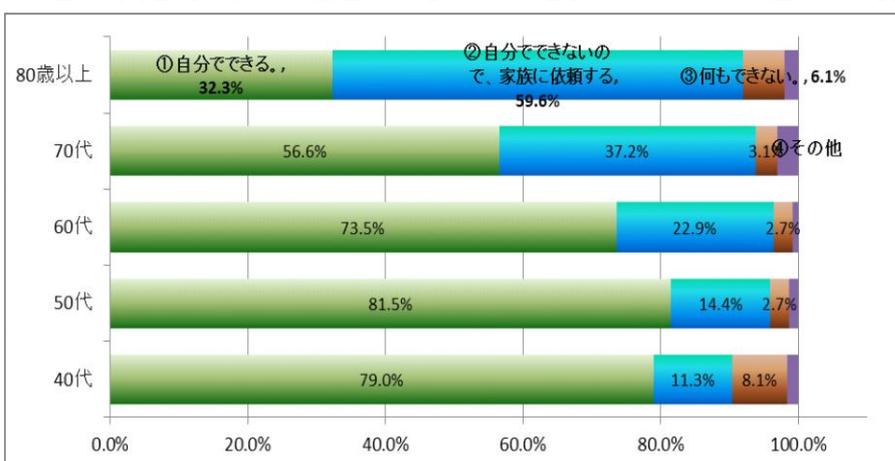
※介護者を抱えている方が5人に1人の割合でおられ、19人もの方が2人の介護者を抱えておられる。
今後の高齢化を考えると大変な状況となることが予測される。

39. 今後、あなたが要介護になった場合は、どうしたいですか？



※高齢化が進むにしたがって自宅で、家族の者に面倒をみてもらいたい人が増加している。特別養護老人ホーム入居基準の介護度が厳しくなり、高齢者が増加してくると、ますます自宅での介護を望む方が増加する。

40. 自宅で、緊急時に他に応援を求めることができますか？ ※1つ選んでください。



※数値で示されている通り、高齢者の緊急時の対応が課題である。

高齢者の一人暮らし、または、高齢者のみ世帯(全員が75歳以上の〇世帯)の方がご回答ください。

41. 親族の方は、どれくらいの頻度で訪ねてこられますか？

項 目	人数	%
①週に1回	12	18.5%
②週に2回以上	7	10.8%
③1ヶ月に1回	19	29.2%
④2～3カ月に1回	8	41.5%
⑤半年に1回	5	
⑥1年に1回	7	
⑦数年に1回	1	
⑧訪ねてくる親戚はいない	4	
⑨その他()	2	
総 計	65	100%

42. 現在お困りのことがあれば、自由に記述ください。

※記述項目欄を、参照ください

持ち家にお住まいの、世帯主の方がお答えください。

43. 将来、都市部への移転などで、お住まいの家が空き家になった場合、しかるべき契約条件・管理体制による地域の共同管理のもとで、空き家バンク等に登録することについてどう思いますか？

項 目	人数	%
①条件があれば、積極的に登録する	61	16.9%
②条件があれば、検討する	156	43.3%
③まったく関心がない	132	36.7%
④その他()	11	3.1%
総 計	360	100%

農地を所有又は管理されている方がお答えください。

44. 将来、あなたの世帯の農地が、休耕地となってしまった場合、しかるべき契約条件・管理体制による地域の共同管理のもとで、地域外の人向けの区画オーナー制度(※)などに、利用させてもらうことができますか？

項 目	人数	%
①条件があれば、積極的に協力する	119	35.5%
②条件があれば、検討する	159	47.5%
③すでに共同管理団体に加入している	4	1.2%
④まったく関心がない	53	15.8%
総 計	335	100%

45. このほか、佐世地区にかかわるご意見・ご要望があれば、自由に記述してください。

※記述項目欄を参照ください

佐世地区地域自主組織 佐世地区振興協議会会則

(名称)

第1条 本会は、佐世地区地域自主組織 佐世地区振興協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、雲南市大東町上佐世1, 385番地3に置く。

(組織)

第3条 本会は、佐世地区の住民、各種団体及び各種機関等を以って組織する。

(目的)

第4条 本会は、佐世地区の地域振興、生涯学習の充実、地域福祉の増進及び体育の振興等について討議し、相携えて地区の振興と発展、多様な生涯学習機会の提供、教育文化の向上及び心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的遂行のため、諸問題解決の調査、研究及び要望等を行い地域の発展やコミュニティ活動の活性化と住民自治の強化を図り事業の推進を図る。

(部の設置)

第6条 本会の業務を分掌するため、次に掲げる部を置く。

- ・総務部
- ・地域振興部
- ・生涯学習部
- ・福祉部
- ・体育部

(所掌業務)

第7条 部の所掌業務は次のとおりとする。

総務部

- (1)佐世地区振興協議会の管理運営に関すること。
- (2)地域安全、防災、消防、防犯及び交通安全に関すること。
- (3)総会及び理事会等諸会議に関すること。
- (4)関係機関との連絡調整及び情報公開に関すること。
- (5)自治会関係及び各種陳情要望に関すること。
- (6)大東町消防後援会佐世支部の運営に関すること。
- (7)佐世交流センター指定管理、施設利用料に関すること。
- (8)その他いずれの部にも該当しない事項に関すること。

地域振興部

- (1)生活基盤の整備、地域活性化及び子育て等定住化促進に関すること。
- (2)地域内産業、商工業の振興及び観光振興に関すること。
- (3)景観保全及び環境保全等に関すること。
- (4)地域づくり及び佐世地区のイベント等に関すること。
- (5)コミュニティ活動の企画、立案、推進等に関すること。
- (6)青年活動、女性活動及び壮年活動の推進に関すること。

生涯学習部

- (1)生涯学習活動及び社会教育、社会体育、文化活動に関すること。
- (2)男女共同参画、人権・同和教育の推進及び活動に関すること。
- (3)地域ボランティア活動等に関すること。
- (4)伝統文化継承及びその他の教育文化活動等に関すること。
- (5)青少年の健全育成に関すること。

福祉部

- (1)児童福祉、障がい者福祉及び高齢者福祉の増進に関すること。
- (2)地域内の福祉問題の調査把握に関すること。
- (3)地域福祉活動、地域福祉意識の啓発及び広報活動に関すること。
- (4)ボランティアグループの育成に関すること。
- (5)雲南市社会福祉協議会(以下「社協」という)が委嘱する事業の企画・立案及び調整に関すること。
- (6)社協が雲南市から受託した事業の推進に関すること。

体育部

- (1)地区体育協会の事業を以って体育部の事業とする。
- (2)地区民の体力維持及び健康増進に関すること。
- (3)地区民体育大会及び各種スポーツ競技大会等に関すること。
- (4)その他保健体育及びスポーツに関すること。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1)会長 1 名、副会長若干名、理事若干名及び監事 2 名を置くものとする。
- (2)総務部、地域振興部、生涯学習部、福祉部及び体育部の各部に部長 1 名、副部長若干名及び会計 1 名を置くものとする。なお、体育部は地区体育協会会長、体育部副部長は地区体育協会副会長をもって充てる。

(顧問及び相談役)

第9条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- (1)顧問及び相談役は理事会に諮り、会長が委嘱する。

(役員職務)

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- (1)会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- (3)理事は事業を企画、立案運営し、事業の活動推進及び会務の処理等にあたる。
- (4)監事は会計監査にあたる。
- (5)各部長は部を代表し、部の業務を統括する。
- (6)各部の副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはこれを代理する。
- (7)各部の事務局は会計事務も担当する。
- (8)各部の監事は部内の会計監査にあたる。

(役員任期)

第11条 役員任期は2カ年とする。但し再任は妨げない。なお、補欠により選出された場合は、前任者の残任期間とする。

(職員の雇用)

第12条 事業の活動推進及び会務の処理等にあたるため、職員を本会が直接雇用する。雇用に関する取り扱いは別に定める。

(会議)

第13条 本会の会議は総会、理事会、部長会及び各部が設置する運営委員会とし、次の各号に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 総会は会長が毎年度1回以上招集し、会則の改廃、事業計画、予算、事業報告、決算、役員の選出及びその他必要事項を審議決定する。
- (2) 理事会は会長が必要に応じて招集し、必要事項を審議決定する。
- (3) 部長会は会長が招集し、必要事項を審議決定する。
- (4) 運営委員会は各部長が必要に応じて招集し、各部の運営に関する必要事項を審議決定する。

(議長)

第14条 総会、理事会、部長会の議長は会長が務める。会長に事故あるときはいずれかの副会長が務める。

(構成)

第15条 総会、理事会、部長会は次に掲げる者を以って構成する。

- (1) 総会は理事及び各種団体の代表、自治会長を以って構成する。
- (2) 理事会は会長、副会長、理事を以って構成する。
- (3) 部長会は会長、副会長、各部長、事務局長を以って構成する。

(各種団体)

第16条 各種団体とは会則第4条に定める目的に貢献する地域内の住民で組織する団体で理事会の承認を得た団体とする。

2 各種団体のうち事務局業務を本会が受託する場合は、理事会の承認を必要とするものとし、その場合、手数料を徴収することができる。

(会計)

第17条 本会の経費は会費、交付金、補助金、寄附金及びその他の収入を以って充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

3 本会の会計は、全体会計、総務部会計、施設管理会計、地域振興部会計、生涯学習部会計、福祉部会計、体育部会計及び特別会計とする。

(公民館総合補償保険)

第18条 本会は交流センターの利用者、本会が実施する行事への参加者並びに本会職員のための公民館総合補償保険に加入しなければならない。

(事務局)

第19条 本会の事務局は、総務部に置くものとする。

附 則

1. この会則は、平成25年4月1日から施行する。
2. 第11条の定めに係わらず平成25年度の役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
3. この会則は、平成28年4月1日から施行する。

～佐世地区振興計画策定の経過～

- H26. 6.26 総務部会（自治会長会）において策定委員募集について協議
- H26. 7. 1 策定委員会設置要綱制定及びに基づき策定委員募集
- H26. 7.23 総務部会（自治会長会）において協議（策定委員選定について）
- H26. 8.22 部長会において協議（策定委員選定について）
- H26. 8.27 総務部会（自治会長会）において策定委員会決定報告
- H26. 9.29 第1回策定委員会（委嘱状交付、実施方法等協議）
- H26.10.16 第2回策定委員会（アンケート調査について）
- H26.10.24 部長会において協議（アンケートについて）
- H26.10.27 総務部会（自治会長会）でアンケート調査依頼
- H26.11.19 第3回策定委員会（テーマ別ワークショップ）
- H27. 1.28 第4回策定委員会（テーマ別ワークショップ）
- H27. 2.17 第5回策定委員会（テーマ別ワークショップ）
- H27. 2.23 総務部会（自治会長会）でアンケート調査結果について報告
- H27. 2.25 理事会においてアンケート結果について報告
- H27. 3.18 第6回策定委員会（テーマ別ワークショップ）
- H27. 7.28 第7回策定委員会（将来像、方向性について）
- H27. 8.27 第8回策定委員会（ワークショップのまとめ）
- H27. 9.28 第9回策定委員会（ワークショップのまとめ）
- H27.10. 8 第10回策定委員会（振興計画素案について）
- H27.10.28 第11回策定委員会（振興計画（案）について）
- H27.11.26 第12回策定委員会（振興計画（案）について）
- H27.12.21 総務部会（自治会長会）において、振興計画（案）について説明
- H28. 2.24 第13回策定委員会（全体計画まとめについて）
- H28. 3.24 佐世地区振興協議会理事会（佐世地区振興計画について承認）

佐世地区振興計画策定委員名簿

番号	平成26年度		平成27年度	
	氏名	団体・役職名	氏名	団体・役職名
1	錦 織 涿 郎	会長		
2	高 橋 敬 二	副会長		
3	吾 郷 文 夫	総務部長		
4	佃 正 司	地域振興部長		
5	原 幸 雄	生涯学習部長		
6	加 納 克 己	福祉部長		
7	細 木 敬	体育部長	米 田 博 之	体育部長
8	杉 原 登	総務部常任委員		
9	筒 井 恭 則	総務部常任委員		
10	錦 織 明	総務部常任委員	松 浦 功	総務部員
11	田 中 保 成	総務部常任委員	森 山 拓	総務部常任委員・集落支援員
12	栗 間 浩 彰	会長推薦（公募者）		
13	錦 織 謙	佐世地区連合寿朗会長	細 木 英 雄	佐世地区連合寿朗会長
14	兒 玉 早 苗	佐世ボランティアクラブ四葉会会長		
15	細 木 賢 治	佐世小学校 PTA 会長	野々村 悟 史	佐世小学校 PTA 会長
16	錦 織 良 平	どげな会会長		
17	加 納 佳 子	振興協議会相談役		
18	安 部 昭 彦	会長推薦		
19	板 持 美 保	会長推薦		
20	永 瀬 洋 子	会長推薦		
21	大 坂 浩 二	事務局長・主事		
22	川 島 朝 子	福祉推進員・集落支援員		
23	筒 井 美 津 江	生涯学習推進員		

佐世地区振興計画

策定年月
策定責任者
お問い合わせ

平成28年4月
佐世地区振興協議会
〒699-1214

島根県雲南市大東町上佐世1, 385-3

TEL (FAX) : 0854-43-2110